

会則

宝塚市未成小学校地域まちづくり協議会

宝塚市未成小学校地域まちづくり協議会 会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、「宝塚市未成小学校地域まちづくり協議会」と称し、通称を「コミュニティすえなり」とする。

(構成)

第2条 本会は、宝塚市立未成小学校の関係地域（以下、「地域」という）に居住する住民及び地域で活動する自治会並びに各種団体で構成される。

2 本会の会員は、前項に定める住民及び自治会並びに各種団体の構成員とする。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、宝塚市立未成小学校南館1階のコミュニティ・ルーム内に置く。

(目的)

第4条 本会は、地域の自治会及び各種団体の独立性を尊重するとともに、自治会及び各種団体の綿密な連携と協調を以って、地域住民の親睦を図り、次のようなまちづくりを推進することを目的とする。

- (1) 安全で快適なまち
- (2) 健康で心がふれあうまち
- (3) 街並みや景観の美しいまち
- (4) 心豊かに安心して暮らせるまち

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 住民相互の交流活動に関する事業
- (2) 住民の教養文化向上に関する事業
- (3) 安全・安心の維持向上に関する事業
- (4) 住民の健康と福祉の増進に関する事業
- (5) 生活環境及び住環境の浄化向上に関する事業
- (6) 青少年の健全育成に関する事業
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 組織及び役員

(組織)

第6条 本会には、議決機関として次の会を置く。

- (1) 評議委員総会（以下、「総会」と称す）
- (2) 常任評議委員会

2 本会には、執行機関として、運営委員会を置く。

- 3 本会には、常任評議委員会の議決を経て特別委員会を設置することができる。
- 4 緊急時には、本会に安全安心緊急対策会議（以下、「緊急対策会議」という）を設置する。緊急対策会議に関する規程は、別に定める。

（評議委員）

- 第7条 本会は、自治会、各種団体及び地域等を代表して、総会に参加し、議案を審議し議決する評議委員を第2条2項に定める本会の会員の中から選任する。
- 2 評議委員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。
 - 3 欠員により選任された評議委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 評議委員は、運営委員及び本会の役員を兼務することはできない。
 - 5 評議委員の定数は60名を上限とする。自治会、各種団体及び地域等の定数は総会を経て別に定める。

（総会）

- 第8条 総会は、本会の最高議決機関であり、第7条に定める評議委員で構成する。
- 2 本会の会長は、毎年1回6月末までに、全評議委員を招集し定期総会を開催する。本会の会長が必要と認めた時、又は3分の1以上の評議委員、若しくは常任評議委員会からの要請があった時には、本会の会長は評議委員を招集し臨時総会を開催しなければならない。
 - 3 総会は、全評議委員の過半数の出席で成立するものとする。なお、委任状を提出した評議委員は、総会の成立要件の出席者とみなす。
 - 4 総会の議長1名及び副議長1名は、出席した評議委員の中から選任する。議事録は、本会の庶務が作成し、議長、副議長が署名するものとする。
 - 5 議決は、出席者の過半数で可否を決するものとする。可否が同数の場合は、議長が決する。但し、第9条（6）の議決については出席者の3分の2以上で可否を決するものとする。なお、委任状の提出者は議決権を有さない。

（総会の役割）

- 第9条 総会は、次の議案を審議し議決する。

- (1) 事業報告及び会計報告
- (2) 事業方針、事業計画及び予算
- (3) 常任評議委員の選任
- (4) 運営委員の選任
- (5) 常任評議委員会の推薦に基づく本会の役員（会長、副会長、庶務、会計、監査）の選任
- (6) 本会の資産の処分又は担保供与
- (7) 会則の改廃、本会の活動に必要な規則の制定及び改廃
- (8) 常任評議委員会で総会の審議・決議が必要と判断された事項
- (9) その他本会の運営に関する重要事項

（常任評議委員）

- 第10条 本会は、自治会、各種団体及び地域等の代表として、評議委員の中から常任評議委員を選任する。

- 2 常任評議委員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。
- 3 欠員により選任された常任評議委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 常任評議委員は、運営委員及び本会の役員を兼務することはできない。
- 5 常任評議委員の定数は23名を上限とする。自治会、各種団体及び地域等の定数は総会の議決を経て別に定める。

(常任評議委員会)

第11条 常任評議委員会は、総会に次ぐ本会の議決機関であり、第10条に定める常任評議委員で構成する。

- 2 年度初めの第1回常任評議委員会は、互選により委員長及び副委員長のそれぞれ1名を選任する。委員長・副委員長の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 3 常任評議委員会は、原則として3ヶ月に1回開催する。委員長が必要と認めた時、又は3分の1以上の常任評議委員からの要請があった時には、委員長は常任評議委員会を開催しなければならない。
- 4 常任評議委員会は、常任評議委員の過半数の出席で成立するものとする。なお、委任状を提出した常任評議委員は、常任評議委員会の成立要件の出席者とみなす。
- 5 常任評議委員会の議長及び副議長は、委員長及び副委員長が務めるものとする。議事録は、本会の庶務が作成し、議長及び副議長が署名するものとする。
- 6 議決は、出席者の過半数で可否を決するものとする。可否が同数の場合は、議長が決する。なお、委任状の提出者は議決権を有さない。

(常任評議委員会の役割)

第12条 常任評議委員会は、次の議案を審議し議決する。

- (1) 総会に推薦する本会の役員候補者（会長、副会長、庶務、会計、監査）
- (2) 運営委員会の推薦に基づく委員長、副委員長及びその他役員の選任
- (3) 総会で承認された事業方針・事業計画の実施に関する事項
- (4) 総会で承認された予算の執行に関する事項
- (5) 特別委員会の設置及び解散
- (6) 専門部会の設置及び解散
- (7) 運営委員会の報告に関する事項
- (8) 運営委員会により諮問された事項
- (9) 総会への付議事項ではあるが、緊急な審議議決が必要な事項（但し、委員長は、議決内容を総会に報告し承認を得ることとする）
- 2 常任評議委員会は、議決された事項を自治会に連絡し、自治会の分担事項の実行を依頼する。
- 3 常任評議委員会は、本会の運営が本会則に従い適切に実施されているかを監督する。

(総会及び常任評議委員会への参加)

第13条 会員は、届出により、総会又は常任評議委員会に参加し意見等を述べることはできる。但し、議決に参加することはできない。

(運営委員)

第14条 本会は、総会で第18条に定める専門部会の推薦者より運営委員を選任する。

- 2 運営委員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。
- 3 欠員により選任された運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 運営委員は、評議委員を兼務することはできない。
- 5 運営委員の定数は23名を上限とする。
- 6 運営委員は、第18条に定めるいづれかの専門部会に属することとする。

(運営委員会)

第15条 運営委員会は、本会の執行機関であり、第14条に定める運営委員で構成する。

- 2 委員長、副委員長及びその他の役員は、運営委員会の推薦に基づき、常任評議委員会が選任する。
- 3 運営委員会は、原則、毎月1回開催する。委員長が必要と認めた時、又は3分の1以上の運営委員から要請があった時には、委員長は臨時に運営委員会を開催しなければならない。
- 4 運営委員会の議長及び副議長は、委員長及び副委員長が務めるものとする。議事録は、本会の庶務が作成し、議長及び副議長が署名するものとする。

(運営委員会の役割)

第16条 運営委員会は、次の事項を執行する。

- (1) 事業報告案及び会計報告案を作成し、常任評議委員会の承認を得て、総会に提議する。
 - (2) 事業方針案、事業計画案及び予算案を作成し、常任評議委員会の承認を得て、総会に提議する。
 - (3) 運営委員会の委員長、副委員長及びその他の役員を常任評議委員会に推薦する。
 - (4) 総会で承認された事業方針、事業計画及び予算に基づいて、具体的行動計画を策定し、常任評議委員会の承認を得て、それに則った活動を実施する。
 - (5) 専門部会の新設・改廃を常任評議委員会に提議する。
 - (6) 運営委員会の活動状況を常任評議委員会に報告する。
 - (7) 本会の運営又は活動に関する重要な事案を常任評議委員会に提議する。
 - (8) 本会の会員に対し、情報を提供する。
 - (9) 関係官庁その他との交渉、又は関係官庁からの通達等を常任評議委員会に報告する。
- 2 運営委員会は、その活動状況を本会の会長に報告する。

(運営委員会の役員及びその任務)

第17条 運営委員会には、次の役員を置く。

- (1) 運営委員会委員長 1名
 - (2) 運営委員会副委員長 2名以内
- 2 運営委員会委員長は、運営委員会の会務を統括する。
 - 3 運営委員会副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその任務を代行する。

(専門部会)

第18条 運営委員会には、第4条に定める目的及び第5条に定める事業を遂行するため、次の専門部会を常設する。

- (1) 総務部
- (2) 広報部
- (3) 福祉部
- (4) 環境部
- (5) 青少年部
- (6) 生活安全部
- (7) まちづくり部
- (8) ルーム運営部

- 2 運営委員会は、常任評議委員会の議決を経て、専門部会を設置又は解散できる。
- 3 専門部会は、部会員の互選により部長及び副部長を選任し、運営委員として推薦する。但し、評議委員を部長及び副部長に選任することはできない。
- 4 会員又は評議委員は、各部会に加入することができ、年度初めに登録を更新する。
- 5 部会の運営には、本会則に抵触しない範囲で、学識者、経験者を招聘することができる。

(本会の役員)

第19条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 庶務 4名以内
- (4) 会計 2名
- (5) 監査 2名

- 2 本会の役員は、常任評議委員会の推薦により、総会で選任する。
- 3 本会の役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
- 4 欠員により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 本会の役員は、評議委員を兼務することはできない。
- 6 本会の役員とは別に顧問を若干名置くことができる。

(本会の役員の任務)

第20条 本会の役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその任務を代行する。
- (3) 庶務は、本会の事務を担当するとともに、総会、常任評議委員会及び運営委員会の議事録を作成する。
- (4) 会計は、本会の予算・経費・出納・資産及びその他の経理事務を担当する。
- (5) 監査は、本会の事業及び会計を監査し、問題を発見した時は、会長に改善勧告をするとともに、総会及び常任評議委員会に報告する。

第3章 資産及び会計

(資産)

第21条 本会の資産は、次に掲げるものを以って構成する。

- (1) 行政からの助成金
- (2) 社会福祉法人からの助成金

- (3) 自治会からの助成金
- (4) 寄付金
- (5) 事業から生じる収入
- (6) 資産から生じる収入
- (7) その他の収入
- (8) 別に定める資産

(資産の管理・処分)

第22条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は常任評議委員会で議決する。

- 2 本会の資産は、これを処分し、又は担保に供することはできない。但し、やむを得ない理由があるときは、総会の議決を経てこれを処分し又は担保に供することができる。
- 3 前項の議決については、出席評議委員の3分の2以上で可否を決するものとする。

(本会の経費)

第23条 本会の経費は、第21条に定める資産をもって充てる。

(会計報告)

第24条 本会の会計報告は、会計年度末の収支決算書と財産目録をもって行い、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第25条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第4章 会則の改廃

(会則の改廃)

第26条 本会則は、総会の議決を経て改廃することができる。

第5章 付 則

付則1 本会の事業年度は会計年度に準ずる。

付則2 本会が、行政、法人又は個人等の外部の第三者に対し、申請、陳情、建議等を行う場合は、常任評議委員会の承認を得て、会長名を以って行うこととする。

付則3 宝塚市立末成小学校の「地域開放コミュニティ・ルーム運営規約」は、別途定める

付則4 本会則は、2011年（平成23年）4月16日から施行する。

付則5 本会則は、2012年（平成24年）6月9日に一部改定する。

付則6 本会則は、2013年（平成25年）6月9日に一部改定する。

付則7 本会則は、2014年（平成26年）6月1日に一部改定する。

付則8 本会則は、2015年（平成27年）5月31日に一部改定する

(別表)

評議委員及び常任評議委員の自治会、各種団体及び地域等の定数(人)

No.	名称	評議委員	常任評議委員	No.	名称	評議委員	常任評議委員
1	伊予志4丁目(自)	1	1	13	老人クラブ	5	1
2	伊予志東(自)	1	1	14	子ども会	2	0
3	福井・亀井(自)	6	2	15	民生児童委員	2	1
4	県営御所前団地(自)	2	1	16	青少年補導委員	1	0
5	御所の前町(自)	4	2	17	ヌーツクラブ 21すえなり	2	1
6	高松町(自)	4	2	18	健康づくり推進員	1	0
7	未成町(自)	5	2	19	校区人権啓発推進委員	1	0
8	シティ一逆瀬川(自)	4	2	20	未成小学校PTA	3	1
9	ローレルハイツ宝塚(自)	4	2	21	未成幼稚園PTA	1	0
10	宝塚ガーデンハウス(自)	3	1	22	未成小学校	2	1
11	ヒスイ苑(自)	1	1	23	未成幼稚園	1	
12	北高松(自)	1	0	24	その他(公募)	3	1
※(自)：自治会				合 計		60	23

世帯数別評議委員数(人)

世帯数	評議委員数
1～50	1
51～100	2
101～200	3
201～300	4
301～400	5
401～500	6
501～600	7
601～700	8